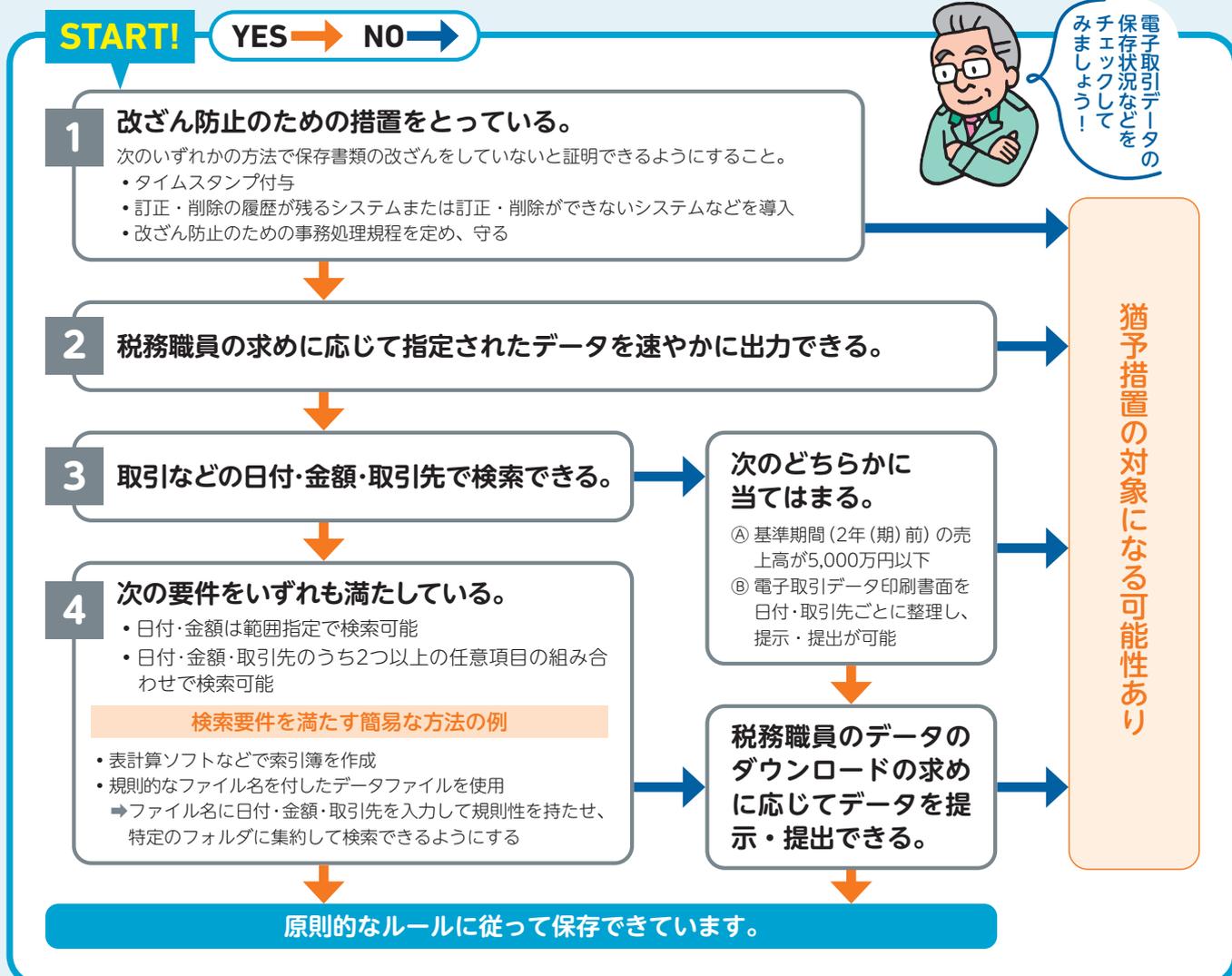


1 電子取引データの保存

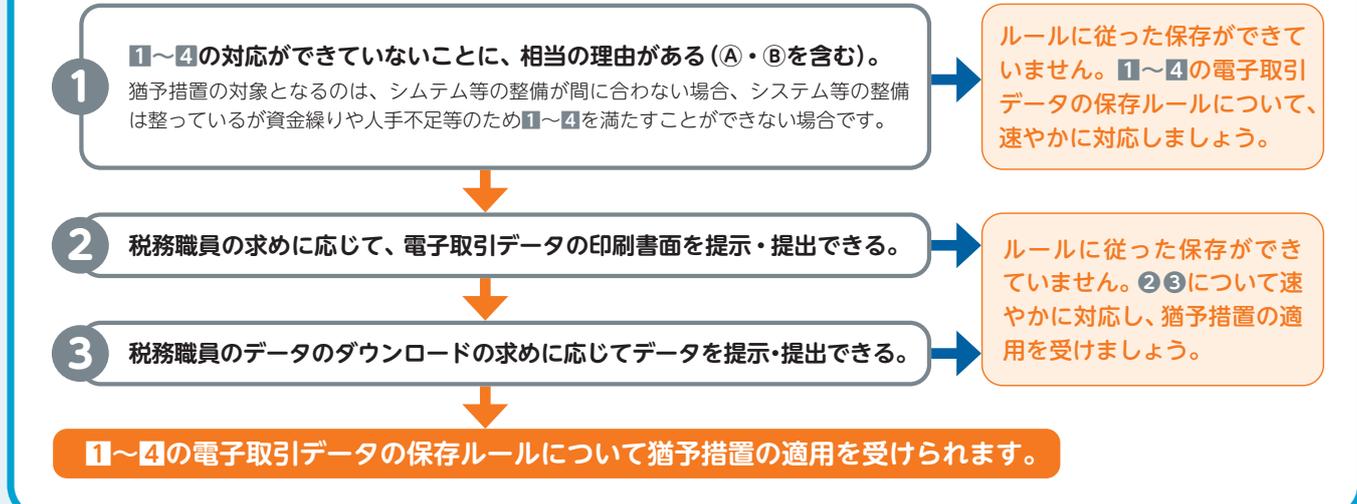
電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、**令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。**メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

電子取引を行った場合の書類の例

- 電子メールの添付で受け取った請求書 (PDFなど)
- 電子メールに添付して送った請求書 (PDFなど)
- インターネットサイトで商品を購入した際に発行された領収書
- 請求書システム経由でやり取りした請求書など



猶予措置を受けるには YES → NO



※紙で受け取った紙の書類は、従来同様、紙で保存することが可能です。